巡回市長室

日時　1月25日㈮
午前10時～正午
場所・申込場所　鳥居本地区公民館（鳥居本町）
定員　5人（団体）（先着順）
申込期間　1月4日㈮～同24日㈭
問い合わせ先　㊐まちづくり推進室☎30-6117番、FAX22-1398番
※申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧いただくか、㊐まちづくり推進室にお問い合わせください。

市・県民税申告の受付と農業所得の収支計算相談会

確定申告期の前に、市・県民税申告の受付と、確定申告書などに添付する農業収支内訳書を作成するための相談会を行います。

申告が必要と思われる人には「申告のご案内」を送付します。確定申告期間中は会場がたいへん混雑するため、同相談会をご利用ください。

「申告のご案内」の送付がなかった人でも、申告が必要な場合はお越しください。

※この相談会で確定申告の受付はできません。

場所・日時

▼稲枝支所（田原町）
【1月30日㈬】午前9時～正午、午後1時～同4時【同31日㈭】午前9時～正午

▼グリーンピアひこね（清崎町）
2月1日㈮…午前9時～正午、午後1時～同4時

▼㊐税務課（彦根駅西口仮庁舎4階）会議室
2月4日㈪～同12日㈫（土日祝を除く）…いずれも午前9時～正午、午後1時～同4時
※右記期間外も、㊐税務課窓口（彦根駅西口仮庁舎3階）で随時受け付けています。

持ち物　「申告のご案内」、印鑑、平成30年中の所得が分かる書類（源泉徴収票など）、営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」（事前に収入と経費を集計し、同相談会で相談・作成も可）、所得控除の対象となるものにかかる書類（生命保険料や地震保険料の控除証明書など）

平成31年度個人住民税制改正

▼配偶者控除の改正
平成30年度までは、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合、本人の所得に関わらず一律33万（配偶者が70歳以上の場合は38万円）の配偶者控除が適用されていましたが、**平成31年度からは本人の合計所得金額が1、000万円を超える場合、配偶者控除が適用されません。**

▼配偶者特別控除の改正
平成30年度までは、配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、平成31年度からは合計所得金額が123万円以下に引き上げられました。

配偶者控除・配偶者特別控除いずれも、本人の合計所得金額が900万円を超える人は、所得金額に応じて段階的に控除額が減額となります。控除額の一覧については下表のとおりです。

問い合わせ先　㊐税務課☎30-6140番、FAX22-1398番

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除（38万円以下）	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	適用なし
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除（38万円超123万円以下）	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	

特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ
（金額は時間額）

窯業・土石製品製造業	905円
一般機械器具製造業	910円
精密・電気機械器具製造業	894円
自動車・同附属品製造業	914円
各種商品小売業	840円
滋賀県最低賃金（平成30年10月1日～）	839円

問い合わせ先　彦根労働基準監督署☎22-0654、FAX26-0241、滋賀労働局賃金室☎077-522-6654、FAX077-522-6625

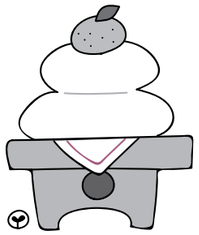

傍聴できます 彦根市子ども・若者会議

次期「彦根市子ども・若者プラン」策定にかかる各種調査結果速報などについて、審議する会議を傍聴することができます。

日時　2月4日㈪
午後2時～（2時間程度）
場所　㊐福祉センター別館（平田町）2階集団健診室
※事前申込は不要です。直接会場にお越しください。
問い合わせ先　㊐子ども・若者課☎49-2251番、FAX26-1768番

意見公募手続制度
ご意見をお待ちしています

①ひこね元気計画21（第3次）～健康増進・食育推進計画～（素案）

内容　「住み慣れた地域で、いつまでも健やかで心豊かに暮らせるまち彦根」の実現を目指すため、同計画を作成します。

②彦根市保健・医療複合施設適正管理計画（素案）

内容　彦根市保健・医療複合施設を適正に維持管理していくため、同計画を作成します。

【①②共通】
素案の公開場所　くすのきセンター（市立病院敷地内）2階、情報公開コーナー（彦根駅西口仮庁舎3階）、支所・各出張所、彦根市ホームページ
素案の公開期間と意見の提出期間
1月9日㈬～2月8日㈮（必着）
提出方法　㊐健康推進課に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、メールで提出してください。
提出・問い合わせ先　㊐健康推進課（〒522-0057　八坂町1900-4　くすのきセンター2階）☎24-0816番、FAX24-5870番、✉kenko@ma.city.hikone.shiga.jp

③彦根市いのち支える自殺対策計画（素案）

内容　誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、同計画を作成します。
素案の公開場所　㊐障害福祉課、㊐健康推進課（くすのきセンター2階）、情報公開コーナー（彦根駅西口仮庁舎3階）、支所・各出張所、彦根市ホームページ
素案の公開期間と意見の提出期間
1月9日㈬～2月8日㈮（必着）
提出方法　㊐障害福祉課に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、メールで提出してください。
提出・問い合わせ先　㊐障害福祉課（〒522-0041　平田町594　障害者福祉センター内）☎27-9981番、FAX26-1767番、✉shogaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp

意見の提出用紙は、各公開場所にあります。彦根市ホームページからも様式をダウンロードできます。
お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理した上で、彦根市ホームページなどで公表します。
お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

〈広告欄〉

あなたの町の
補聴器専門店
彦根駅徒歩3分《彦根市役所東隣り》
新日本補聴器センター彦根店
☎0749-27-1533
午前9時～午後5時《定休日》日曜・祝日・第4土曜
彦根市旭町1-24 MTHA
駐車場完備
彦根市役所
市民会館
ココ
彦根駅
詳しくはHPへ！

足元から暖かい、素足で心地いい住まい。
木のぬくもりと床暖房を組み合わせた暖かい住まいをご提案します。
ユニバーサルホーム 彦根店
0749-26-1211
彦根市高宮町1410 ハウスセレクション彦根内
営/9:30-17:30 休/第2第3火曜日・毎週水曜日
▲彦根店詳細はこちらから！